

国民健康保険に関する事務に係る 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

1 特定個人情報保護評価の再実施

- ・令和3年個人情報保護委員会 告示第1号により、「特定個人情報保護評価指針 第9 特定個人情報保護評価の評価項目」において、技術の進歩に伴うクラウドサービス等の新たなサービス、開発手法等を導入する場合には、当該サービス、開発手法等の特性を考慮した上で、適切な安全管理措置を講ずるものとする」と明記されました。
- ・令和6年4月に予定されている国保情報集約システムの機器更改については、クラウド環境で実施されます。
- ・国保情報集約システムは、市町村ごとに保有する被保険者の資格情報等を都道府県単位で集約し、被保険者が同一都道府県内で住所異動した場合に、資格取得・喪失年月日を確定し、市町村に提供または前住所地等における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を市町村に提供するなど、市町村間の情報連携を支援するためのシステムです。
- ・国保情報集約システムをクラウドに移行することに伴い、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）にクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ対策等について加筆し、特定個人情報保護評価（以下、「評価」という。）の再評価を実施します。

2 評価の実施手順

- ・評価は、個人情報保護委員会（国の三条委員会）規則に定められた評価基準に基づき、特定個人情報ファイルを利用する事務ごとに実施します。
- ・30万件を超える特定個人情報ファイルを保有することが見込まれる事務は、評価書を作成します。（本市国民健康保険に関する事務が該当）
- ・評価書に記載する特定個人情報保護等の内容を公表して、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、市民の皆様のご意見を募集します（パブリックコメント）。
- ・市民の皆様のご意見を反映した評価書を、さらに堺市個人情報保護審議会で点検を受け、評価書は完成し、評価書を個人情報保護委員会へ提出・市HPへ掲載し公表することで、評価の完了となります。

3 評価書の主な修正内容

- ・国保情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求、当該システムのクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策等について記載します。
- ・令和5年4月施行の個人情報保護法の改正に伴い、個人情報ファイル簿の公表について、記載します。

4 評価実施後の再評価等

- ・今後、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、また5年ごとに再評価を実施します。さらに、情報セキュリティにかかる重要な変更など特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、都度、再評価を実施します。